

関係各位

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課長

**新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の本市における臨時的な取扱い
の変更について（通知）**

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和2年4月30日付け堺介保第154号にて通知したところですが、令和2年5月21日付、大阪府の緊急事態宣言の解除等を受け、本市における要介護認定の臨時的な取扱いを下記のとおり、変更します。

記

有効期間が令和2年7月31日（金）以降の、更新認定申請者の要介護等認定については、原則として、従来どおり認定調査を実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。

ただし、以下の更新認定申請者については、有効期間を6か月延長します。

① 有効期間が令和2年6月30日（火）までの、更新認定申請者

② 認定調査困難施設等を届け出た施設等に入所・入院中等の更新認定申請者

※新型コロナウイルスへの感染の不安から、更新申請された方が、面会に不安を感じる場合は、区役所へご相談ください。

- ※ 更新認定申請を行っていない被保険者は、有効期間延長の対象とはなりません。
- ※ 延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した場合等は、区分変更の申請を行うことができます。また、更新申請は延長した有効期間満了60日前から行うことができます。
- ※ ただし、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要があり、本市における臨時的な取扱いを実施する場合は改めて、通知します。
- ※ 新規申請及び区分変更申請（要支援者にかかる新規申請を含む）についても、従来どおり認定調査を実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。
- ※ 各区役所窓口の混雑を避けるため、感染拡大防止に配慮し、引き続き、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

堺市 健康福祉局 長寿社会部

介護保険課 認定点検係

担当 越川（えちかわ）・廣地

TEL 072-228-7513